

小平市建築基準法施行細則第14条の規定による調査の項目等の一部改正新旧対照表

<該当条項抜粋>

新					旧				
別表					別表				
		ア 調査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準			ア 調査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準
1 敷地及び地盤		(略)			1 敷地及び地盤		(略)		
2 建築物の外部	(1) から (4) まで	(略)			2 建築物の外部	(1) から (4) まで	(略)		
	(5) から (10) まで	外壁等	(略)			(5) から (10) まで	外壁等	(略)	
	(11)	外装仕上げ材等	タイル、石ばり等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつ	(略)		(11)	外装仕上げ材等	タイル、石ばり等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等____ _____ _____ _____ _____ により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつ	(略)

ては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等

_____を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等

_____にあつては、全面打診等

_____により確認する（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

(略)

(12)から(18)まで

ては、_____落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ、3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（_____）

3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。)

(略)

(12)から(18)まで

3から 6まで	(略)
------------	-----

3から 6まで	(略)
------------	-----